

令和5年度_特定(産業別)最低賃金改正の「必要性」に関する労働側主張

特定最低賃金は、わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担っています。企業の枠を超えて、同じ産業で働く基幹的労働者の入口賃金としての機能を持つ特定最低賃金を決めることで、労使対等の下で行われた交渉を通じて組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正する。賃金切り下げ競争の防止や、適正な賃金水準の引き上げを促すことにより、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な発展を促す。ことを目指す。

日本の基幹産業である電機産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから、特定最低賃金の取り組みを一層強化する必要がある。

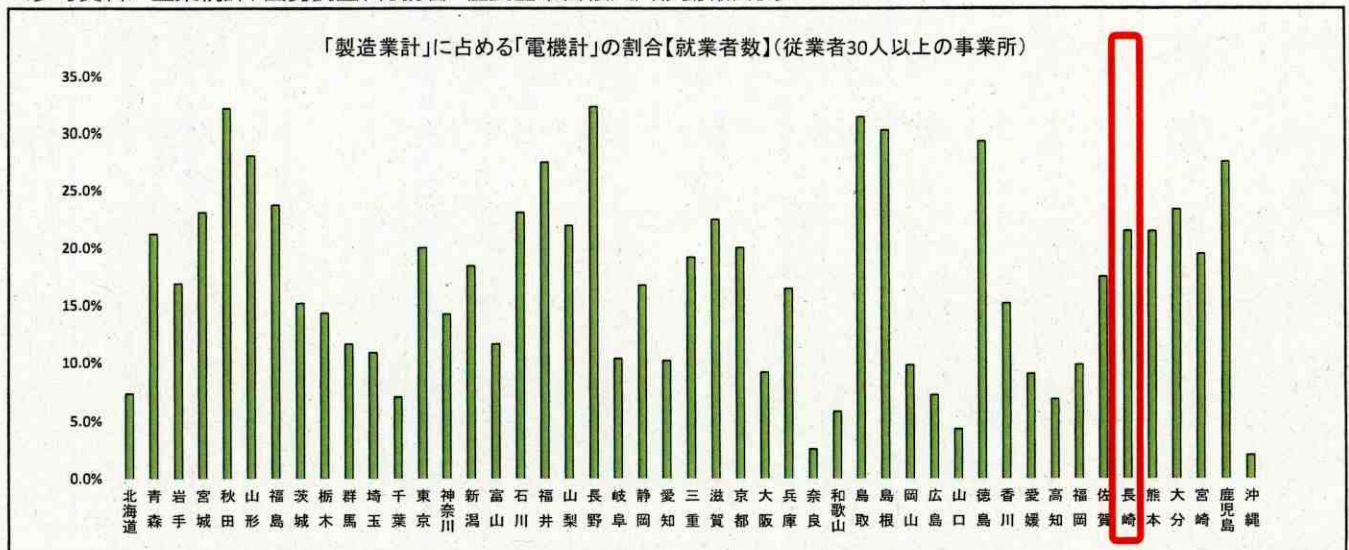
特定最低賃金がめざす水準

○ 電機産業は、付加価値生産性では産業計を上回っているにもかかわらず、それが人件費に十分反映されていない。特定最低賃金についても、産業の付加価値生産性の高さに見合った水準、少なくとも地域別最低賃金を10%以上、上回る水準に引き上げていくべきである。とりわけ、電機産業の中小企業では、労働者に対する付加価値の配分割合が非常に低くなっており、特定最低賃金により 賃金の底上げを図る必要がある。

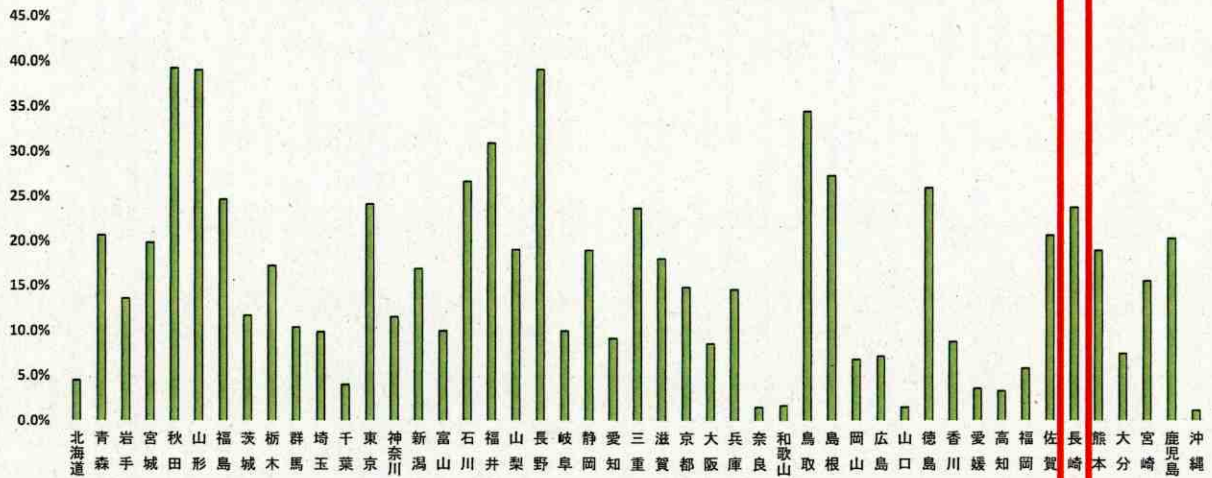
○ 同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げ、産業全体の賃金の底上げを図るべきである。そのため、まずは、申出書に添付した企業内最低賃金協定の最低額への引き上げを実現すべきであり、企業内最低賃金協定の最低到達目標としている**月額177,000円**（時間あたり1,100円）、さらに中期目標 としている**月額193,000円以上**（時間あたり1,200円以上）に水準を引き上げ、その水準をめざして特定最低賃金の水準を引き上げていく。

水準の目安としては、産業別最低賃金（18歳見合い）を高卒初任給の水準（時間額換算）に準拠することを目ざし、この水準に近づける取り組みを計画的に推進する。具体的には、電機連合各加盟組合の2023年闘争において、企業内最低賃金である「産業別最低賃金（18歳見合い）」の引き上げ要求を行い、**173,500円以上**となった。この水準の時間あたり換算額は約**1,124円**である。この水準に近づける取り組みを計画的に改善していきたい。推進する。また隣県格差もあるため縮小に努めていきたい。

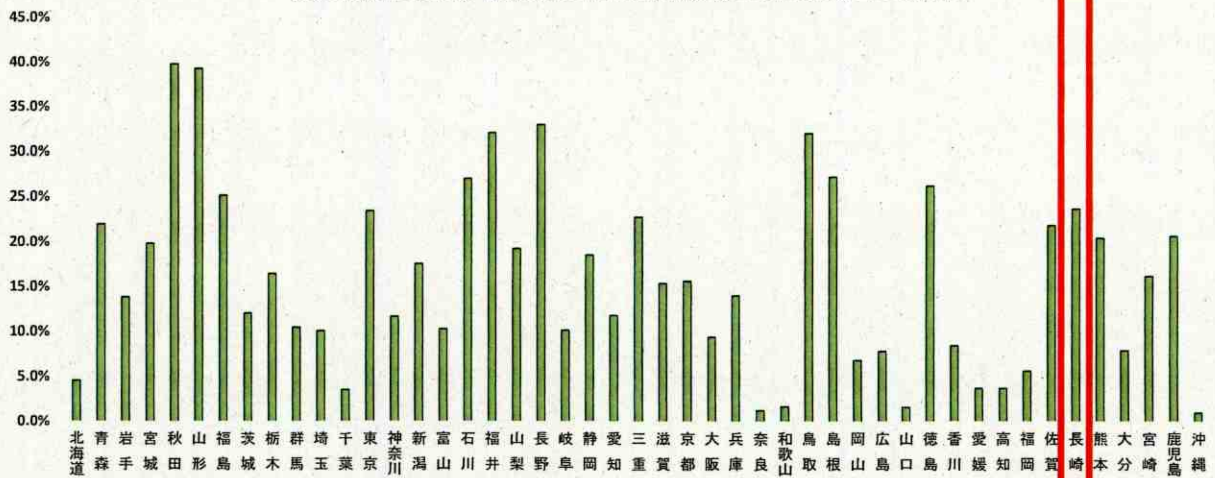
<参考資料> 工業統計、国勢調査、総務省 住民基本台帳人口移動報告より



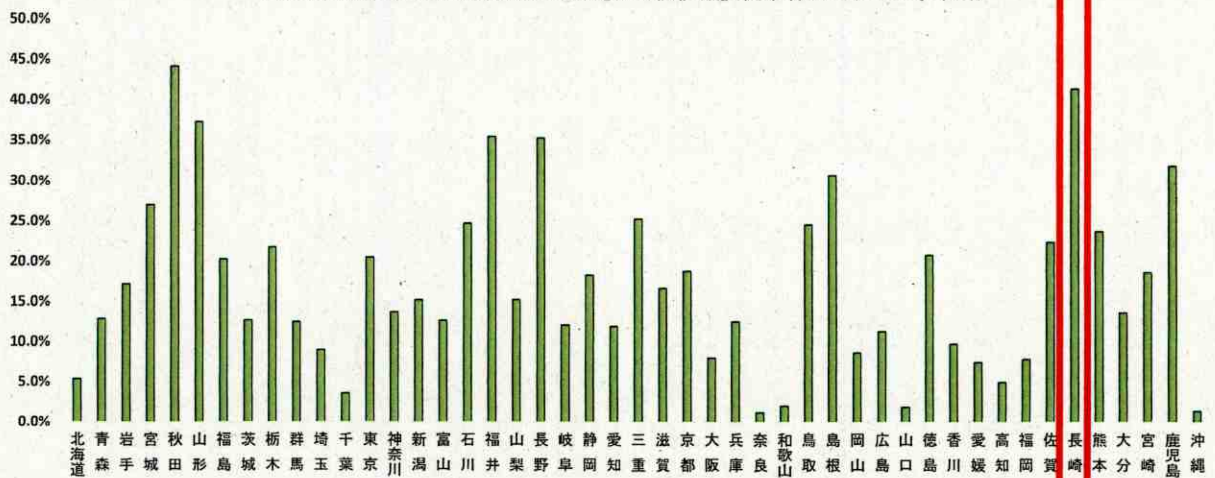
「製造業計」に占める「電機計」の割合【製造品出荷額等】(従業者30人以上の事業所)



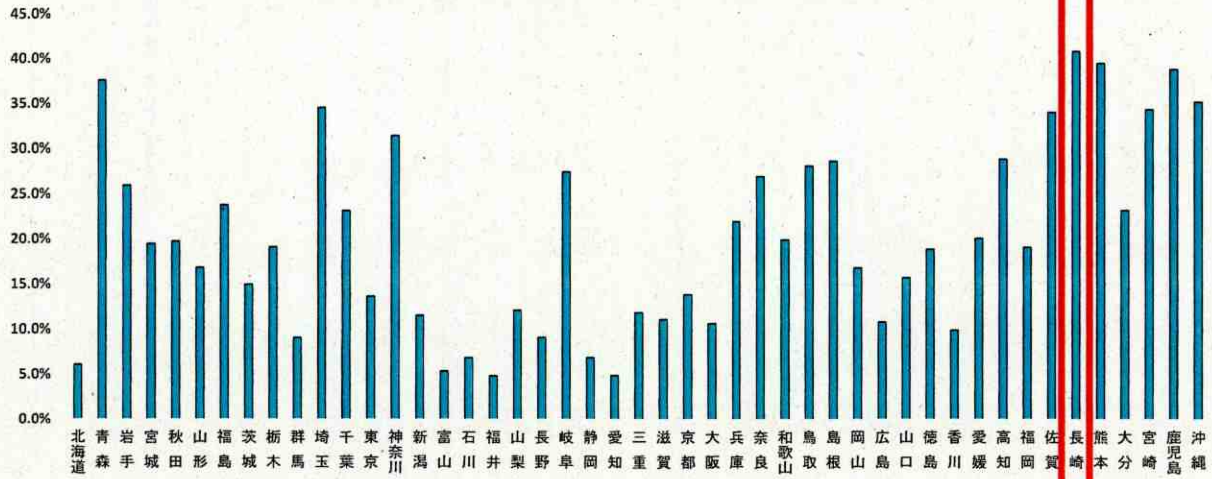
「製造業計」に占める「電機計」の割合【生産額】(従業者30人以上の事業所)



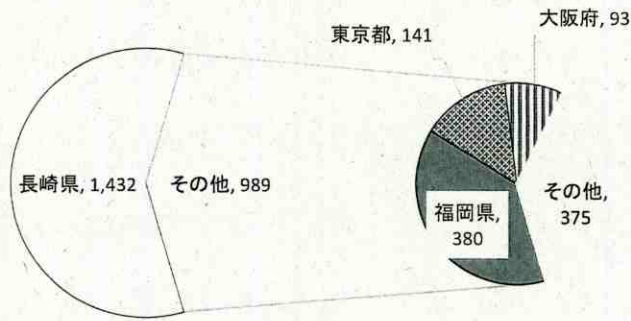
「製造業計」に占める「電機計」の割合【付加価値額】(従業者30人以上の事業所)



新規学卒者(高卒者)の県外流失率



2022年 長崎県
令和4年3月卒・高校卒業生(男女計)就職状況



全 国						
	長崎県	他県送出数	福岡県	東京都	大阪府	その他
2,421	1,432	989	380	141	93	375

2022年 長崎県からの移転先

